

事業評価票（施設整備関係予算）

1	渋谷都税事務所（主税局）	整備着手	平成 28 年度					
施設整備 計画概要 (局計画)	区分	所在	階数	延床面積	土地面積			
	現在地	渋谷区宇田川町 2 8 番	地上 7 階 地下 2 階	27,680 m ²	12,528 m ²			
	予定地	渋谷区千駄ヶ谷四丁目 3 番 3 号	地上 7 階 地下 階	6,004 m ²	1,225 m ²			
	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷都税事務所がある渋谷区総合庁舎は、築51年が経過し、老朽化が著しく、また、耐震診断の結果、震災時の活動拠点としての基準値を下回っていたことから、現庁舎を解体し、新たに庁舎を新築する計画となっている。 ・そのため、渋谷都税事務所を、旧原宿警察署跡地に水道局渋谷営業所との合築により、移転改築するものである。【平成33年開設】 							
	～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事	工事	工事	
計画評価 (土地・床関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、区との合築である本施設の老朽化により、主たる区分所有者である区が建替えを決定したものであるが、新たに土地を取得することなく、利用可能な都有地を有効活用し、都の単独施設として移転改築することから、財産運用上の問題はない。 ・なお、合築施設となるため、計画を進めていくには、土地・建物の財産整理及び竣工後の建物管理等に関して、水道局との十分な調整が必要である。 							
	計画の評価							
	() 妥当			見直し				
	見送り			その他				
計画評価 (建築技術関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区総合庁舎は、経年による老朽化が著しいことなどにより改築するものであり、これに伴い、本都税事務所を改築することは妥当である。 ・なお、移転改築先は鉄道が近接するため、関係機関と早急に協議する必要がある、協議結果によっては、工程計画の見直しが必要となる。 							
	計画の評価							
	妥当			見直し				
	見送り			() その他				
	所要額 [参考] (建築コスト関係)					3,018 百万円		
28年度見積 (局評価)	区分	所在	階数	延床面積	土地面積			
	現在地	渋谷区宇田川町 2 8 番	地上 7 階 地下 2 階	27,680 m ²	12,528 m ²			
	予定地	渋谷区千駄ヶ谷四丁目 3 番 3 号	地上 7 階 地下 階	6,004 m ²	1,225 m ²			
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記評価を踏まえ、当初計画に沿って経費を見積もった。 ・平成28年度は、基本設計費を計上した。 ・合築施設となることから、土地、建物の財産整理及び竣工後の建物管理等に関して水道局と調整を行い、計画を進めていく。 ・また、改築先は鉄道が近接することから、関係機関と十分な協議を行い、工程に支障がないよう計画を進めていく。 ・適正な工期を確保するとともに、関係機関との調整を十分に行いながら、早期の開設を目指す。 							
	全体事業費	3,289 百万円	28年度見積額	14 百万円	27年度予算額	－ 百万円		
～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事	工事	工事	
28年度見積への 財務局評価	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区総合庁舎の老朽化等による改築に伴い、都税事務所の改築は妥当であり、見積額のとおり計上する。 ・引き続き、関係機関との調整を十分に行いながら、計画的に進めていく必要がある。 					() 妥当		見直し
						見送り		その他
						28年度予算額	14 百万円	